**新段階に入った日ロ関係**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2017．2.3．

吉　田　　進

**１．これまでの日ロ交渉経緯**

1956年10月　日ソ共同宣言、国交回復。

1960年　1951年に締結された日米安保条約が岸内閣によって改定された。　グロムイコ外相の“NO”の時代、日ソ共同宣言の2島返還は無効と宣言。

1993年10月　東京宣言　ゴルバチョフ大統領と海部首相：4島の帰属問題を歴史的・法的事実に立脚し、法と正義の原則を基礎として解決し、早期の平和条約締結を目指す。

1996年11月　プリマコフ外相の共同経済特区提案。

1997年　クラスノヤルスク合意　橋本首相・エリツイン大統領会談。「2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす」と合意。

1998年4月　川奈提案　橋本首相が択捉島とウルップ島の間に国境線を画定し、4島の日本の主権を確認する一方で、ロシアの施政権を認めると提案。

1998年11月　日ロ両政府が「共同経済活動委員会」設置で合意

2001年3月　イルクーツク声明　森首相が歯舞・色丹の返還と国後・択捉の帰

　　　　属の問題を並行的に協議する。

2006年12月　面積等分論　麻生外相が衆議院外務委員会で、4島の面積を2等分する解決策に言及。

2012年3月　引き分け論　プーチン大統領が外国記者との会見で、「引き分け」という言葉を引用し、両国が受け入れられる形で最終解決を図りたいと発言した。

**２．2016年5月の安倍・プーチン会談（ソチ）以降の日ロ交渉**

5月会談　安倍首相・プーチン大統領が今までの発想にとらわれない「新し

いアプローチ」につき合意。

9月ウラジオストク会談では安倍首相が**日ロ経済協力プラン**を提案。トルト

ネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表を団長とするロシアの代表団が来日、その内容を詰めた。

11月８－10日　[谷内正太郎](http://www.asahi.com/topics/word/谷内正太郎.html)・国家安全保障局長がモスクワを訪問し、ロシアのパトルシェフ[安全保障会議](http://www.asahi.com/topics/word/安全保障会議.html)書記と会談した。**「日ロ共同宣言に基づきロシアが歯舞、色丹の2島を引き渡した場合、日米安全保障条約をもとに「米軍基地は置かれるのか」と尋ねたパトルシェフ氏に、谷内氏は日本政府の原則論として『可能性はある』と答えた」**（日経　2016．12．26．）

夏には日本がJOGMEC経由で国営大手石油企業“ロスネフチ”のロシア政府

保有株数千億円を取得する案が浮上した。「ただ日本側に『経済協力を食い逃げされる』との懸念が出て、11月に見送りが決まった。ロシアでは同社株の売却への国民の関心が高かったことからロシア側の落胆は大きく、政権内で領土問題での強硬論が高まった一因になったとされる」(日経　2017．1．15．)。

11月20日ペルー会談　1時間10分間の会談が行われ、そのうち35分は通

訳を入れた二人だけの会談だった。プーチンは、「君の側近が『島に米軍基地がおかれる可能性はある』と言ったそうだが、それでは交渉は終わる」（日経　2016．12．26．）と述べ、原則論を強く打ち出した。安倍首相：「『それは全くの誤解だ』。首相はそう答えると言葉を続けた。『原則論を言えばそうだ。だが、我々はそのことについて本音で話をしたい。嫌なら言ってくれ。これから交渉しよう』。両首脳は日米同盟をめぐって意見を交わした」（日経　2016．12．26．）

首相は会談後、平和条約交渉について「解決に向けて道筋が見えてはきているが、一歩一歩進んでいかなければいけない。大きな一歩を進めるということはそう簡単ではないが、着実に一歩一歩前進していきたい」と記者団に述べ、会議が難航したことを示唆した。

**３．12月15日のプーチン来日と会談の結果**

（１）北方領土における共同経済活動、元島民の自由往来

**構想**：日ロ共同宣言で引き渡しが明記されている2島のロシア現住民の大陸への移住なしに、4島で共同経済活動を行う。同時に日本の元住民が自由に4島を訪問できるようにする。

**条件**：共同経済活動をロシアの法律に縛られない「特別な制度」のもとで行う。

**形式**：4島に共同経済特区を設置して、優遇税制などを実施する。

**分野**：漁業、海面養殖、医療、環境、観光

**問題点**：

1. **両国の官僚主義の衝突が懸念される**（外務省、農水省、厚生労働省、環境省

などが関与し、前例のない特別制度の機構と条例を作る）

　　元駐日ロシア大使パノフ氏は次のように述べている。「両国の法的な立場

を害さない制度作りには多くの困難があるが、双方に強い政治的意思があれば、

迅速にまとめられる。重要なのは安倍晋三首相とプーチン大統領が頻繁に会い、

双方の事務当局に圧力をかけ続けることだ。官僚組織はこうした新しい試みに

は極めて消極的なのが常だからだ」（日経　2017．1.15．）

②**米軍駐在問題**。日米安保条約の適用範囲が2島には敷延しない合意が日米間

で必要。

（２）日ロ経済協力について（別表）

　　　政府間　12件

　　　民間　68件

**8項目の経済協力プラン**

①最先端病院の建設など医療・健康分野

②都市交通網整備など都市づくり

③中小企業同士の交流や協力の拡大

④石油・ガスなどエネルギー開発

⑤産業の多様化と生産性向上の取り組み

⑥**極東地域での産業振興やインフラ整備**

⑦原子力やITなど先端技術分野

⑧若者やスポーツ・文化交流分野の人的交流

経済協力は、領土交渉と今後の交渉の両輪をなす。

**国土交通省に関係あるプロジェクト**で68件に入ったのは、ワニノ港石炭ターミナル建設プロジェクトに関する覚書（丸紅、コルマール社）のみである。

・その他の国土交通省のプロジェクトは入らなかった。

・**北方領土4島の観光事業には、国土交通省が入る**。4島の港はすべて貧弱で沈没船なども多い。サルベージと港湾の改造が必要だ。

**４．ロシア国内の反響**

日ロ間で平和条約を結ぶための一歩を踏み出した。**モスクワ・カネーギセンター・ドミトリー・ストレリツォフ教授**は、「日ロ首脳が平和条約に道筋をつけるための双方受け入れ可能な形態を見出した。こうした共同経済活動は前例がないが、まだ、未決定の部分が多いとしても、双方は前進する基盤を作った。未解決の領土問題にも陽が射した」と述べている。

**元駐日大使アレクサンドル・パノフ氏**は日本の立場をロシア国民に説明し、平和条約に向けての前進だという。「日本は事実上経済封鎖には加わっていない。経済的制限は撤廃され、米欧に関わりなく関係が発展する。双方の合意履行に口を挟む官僚がいるが、合意のレベルは高く、平和条約に向けて前進した」。

**ロシア国際ビジネス会議アンドレイ・コルトノフ総裁**は、会談の結果は日本の期待に沿えるような内容ではなかった、と率直に語っている。

「会議は前進したが、日本側が期待した奇跡は起こらず、プーチン大統領は西側経済封鎖の壁に突破口を開ける勝利を得たが、日本側はもっと実質的な譲歩を期待していた」（BEDOMOSTJ　2016．12．19）

**５．12月会談の成果**

（1）**共同経済活動は、現時点で日ロ双方が合意できる平和条約を結ぶための入口。**

共同経済活動は、ロシアの主権のもとで行われる、と多くのロシア関係者が述べていたが、声明文には、**調整された経済活動の分野に応じて、しかるべき法的基盤の諸問題が検討される**と記された。

両首脳が「南千島諸島における日ロによる共同経済活動に関する協議を開始することが平和条約締結に向けた重要な一歩になりうるとの相互理解に達した」（12月19日ウシャコフ大統領補佐官）

この60年間は論議だけで、具体的には何の動きもなかった。

（2）**対象が4島となった**（ロシアは南クリル諸島と表示している）

（3）**島民が自由に行けるようになる**。従来は、ロシアの現住民が日本の元島民に招待状を出してのみ訪問ができた。

（4）**共同経済活動の5分野**が明記された。

（5）**平和条約締結の時期について**

「我々の時代に解決しよう」と安倍首相。

「両首脳は、上記の諸島における共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、また、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明した」（16.12．17　共同経済活動に関する声明）

**プーチン大統領は、2018年に再選されると任期は2024年まで。安倍首相は、自民の総裁任期を「連続3期9年」に延長することが決まったので、2018年9月に再選されれば2021年まで。これが一つの時期を現わしている。**

歴来の合意は、両当事者が変わると、そこで終わり、そのあとは引き継がれない（例えば、橋本首相・エリツイン大統領の関係）。従って長期政権中に解決すべきである。歴史的経験からして今回のチャンスを逃がしたら、再び近い将来の解決は無理であろう。

もし4島返還を固持するなら、ロシアは、4島を韓国、中国に開放し、日本の入る余地はなくなるだろう。

**６. 今後の見通し**

すでに具体化の動きが始まっている。「南クリル諸島の共同経済活動の条件、形式、分野で合意するための詳細な折衝を開始するよう指示する」（12月15日**ウシャコフ大統領補佐官**）、

**トルトネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表**は、12月20日共同経済活

動をどう進めるかについての案を来年1月はじめにプーチン大統領に示す考えを表明した（日経　2016．12．26．）

**安倍首相**は、山口県下関で開いた後援会の会合であいさつし「今年前半にロシアを訪問したい」と表明した（日経　2017．1．９．）12月20日の東京都内での講演でも早期の訪問に意欲を示した。

**世耕経済大臣**は、1月11日にロシアを訪問、経済協力プランの具体化を図った。

安倍首相が4月に訪ロすることが決定（シュワロフ第一副首相　2017．１．11日）

2月26日　**相木俊宏欧州局審議官**がサハリン州知事コジエミャコフ氏と会談。中央政府同士で具体的な協議をするが、サハリン州政府との意思疎通も図る。

3月1日　**秋場外務審議官とモルグーロフ外務次官の会談**が3月1日に行われる。二国関係以外に北方領土4島における共同経済活動、元島民の自由往来が議題として審議される。

先に両首脳の任期に触れたが、**その期間内に平和条約締結の条件は整うのか。**考えられることは、

（1）アメリカとの交渉が成立して日米安全保障条約は、引き渡される2島には敷延しない協定が結ばれる。

（２）2島の主権が日本に渡ったのちにも、多くのロシア住民が4島の日本企業に就職し、不可欠な労働力となり、共同経済特区は相当期間存続する。

（３）共同経済事業がかなりの成果を上げ、北海道経済と4島の経済の融合が起こる。

（４）**松輪島のロシアの海軍基地が完成し、国後、択捉島の軍事基地の役割は相対的に低下する。**

（５）SVOBODNYIのロケット発射基地が正式の運用に入る。

**以上のような条件が成熟する中で、2島の引き渡し交渉が、そして引き渡しが行われる。**